

生駒市教育委員会規則第1号

生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年1月27日

生駒市教育委員会教育長 原 井 葉 子

生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則を廃止する規則
生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則（昭和55年6月生駒市教育委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正）

2 生駒市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和31年4月生駒市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則（昭和55年6月生駒市教育委員会規則第7号）第5条及び第6条に定める日時又は場所」を「生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例（令和7年12月生駒市条例第37号）の規定により開放する学校体育施設」に改める。